

看護師の特定行為について

特定行為とは、厚生労働省「特定行為に係る看護師の研修制度」によって定められた、診療の補助です。研修^{注)}を終えた**特定看護師***があらかじめ作成された手順書（医師の指示書）に基づいて一定の特定行為を安全に行います。

また当院は、この研修制度における協力施設です。看護師として一定の経験を有し、かつ専門的な研修を受けた者が、医師の指導の下、安全に十分に配慮し、特定行為を実施することがあります。皆様のご理解・ご協力の程、よろしくお願い致します。看護師の特定行為の実施については、患者さまはいつでも拒否することができ、それにより、何ら不利益を被ることは一切ありません。

※特定看護師は、保健師助産師看護師法第37条に規定された特定行為研修を修了した看護師の当院での呼称です。

実施している特定行為

1. 気管カニューレ挿入中の患者さん
⇒ 気管カニューレの交換を行います
2. 中心静脈カテーテルの抜去が必要となった患者さん
⇒ 中心静脈カテーテルの抜去を行います
3. 褥瘡（床ずれ）の壊死組織がある患者さん
⇒ 壊死組織の除去を行います
4. 胃ろう・膀胱ろうのある患者さん
⇒ 胃ろう・膀胱ろうの交換を行います
5. 脱水や低栄養による点滴が必要な患者さん
⇒ 点滴の管理を行います



看護師の特定行為に関するご相談は、以下の窓口を利用ください。

【特定行為に関する患者相談窓口】

受付時間：月曜～金曜 9:00～17:00

場所：1階 患者相談窓口

注) 保健師助産師法 37 条の 2 第 2 項第 5 号に規定された厚生労働大臣の指定を受けた研修機関での研修



富山県済生会高岡病院